

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	請負事業者からの回答
1	真野構成員	P.14	いわゆるデータポータビリティのような形で、参加者はハンドリングされたデータを受け取ることができていたのか。	今回の実証システムはMOCシステムのため、実データを使ってのアプリ上でのハンドリングはできず、本人がデータを受け取ることはできない。
2	長田構成員	P.16	ステークホルダ視線の方で、「望ましくない提供先は拒否したい」「諮問機関としてはそれらを把握し、サービスを適切に判断しなければならぬ」という意見があり、ステークホルダから見て事業化することの難しさを意見している部分は、まとめに反映した方がよい。	今回の検討会で説明した調査報告書（概要版）では割愛されているが、調査報告書P46にある【事業内容】3)責任の範囲について(本人の同意によって提供可能なサービス・対象情報について)において、意見を踏まえて「利用者に対して、主治医等の医療専門職等が介在して、適切なサービスを選択できるような体制での利用を推奨すること。」を提案している。
3	太田構成員	P.17	同意の理解度と同意取得について、消費者の55%が正答して理解していることがわかるが、ある程度理解できたとの回答が89%で、読まずに同意した消費者が43%というのはなぜか。	理解度テストの結果では、文書形式で55%理解していたということ。89%、43%はUIについての回答だが、読んでいないのに理解しているということはないから、本人の理解度と数値が矛盾している点もある。
4	高口構成員	P.17	検証結果の理解度アンケートの調査では、消費者の55%が正答して、「概ね理解したと考えられる」と書いてあるが、55%の正答という結果を概ね理解したと考えて良いのか。	55%を概ね理解したとするのは不適切であったため解釈を改める。一方、考察のとおり、同意内容の理解度が高いがアンケート正答率は低いことから、同意書類等の内容を読まずに同意をしているケースが多いと考えられ、より本人に理解してもらえるような説明を行う必要があると承知している。
5	伊藤構成員	P.21	消費者の利用率が向上したとあるが、何と比較して利用率が向上したのか。また、利用機会の障壁として、要配慮個人情報そのものの流通に関する消費者の不安は高くはないとあるが、どの設問がそれに当てはまるのか。アンケート回答者がDNPの社員で、実証実験の参加に同意をした人であれば、そもそも実証実験で要配慮個人情報が取り扱われることを承知して同意しており、不安が高くはないという結果が出たとも考えられる。	報告書では十分に記載できていないが、利用率向上については、サービス事業者であるDNPファシリティサービスにインタビューを行った際に、前年と比較し利用率が向上したという言葉を得て記載したものの。また、今回アンケート回答したDNP従業員の中には、要配慮個人情報を熟知している部門の従業員もいるものの、多くは工場部門や営業部門など、要配慮個人情報に深くかかわっていないものとなっている。またDNPで情報流通に関するアンケートを一般人に対して行ったことがあるが、今回の結果と類似性があり、妥当であると考えている。

議事 1

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	請負事業者からの回答
6	美馬構成員	P.14	実証事業のプレーヤーが多く、医療情報を持っている機関、PHR事業者、情報銀行、その先のデータ利用者があるという構図が消費者目線では分かりにくいのではないかと。PHR事業者と情報銀行が一緒になるべきではないかと。	→8へ
7	立谷構成員	P.14	事業提供者からすると、PHR事業者が情報銀行事業者になった方が、導入コストが安いと思う。構造が複雑になるとコストも上がると思うが、どう考えるか。	→8へ
8	真野構成員	P.14	PHR事業者と情報銀行事業者が一緒になるべきという話があったが、情報信託機能を提供する情報銀行は、PHRに特化した情報銀行事業者ではなく、ほかの様々な個人情報扱う前提だと思う。	<p>個人の医療情報を集約することを主眼においたPHRと情報を第三者提供することを主眼に置いた情報銀行とでは基本的な事業の目的や仕組みが異なることや、現時点ではPHRにおける第三者提供の検討が十分でないことから、実証事業では、PHR機能と情報銀行機能は分けて検討を行った。その結果、情報銀行を介することで提供先を広げられるなど有用性が高まることや、各ステークホルダーの利便性も上がることが明らかとなり、情報銀行が介在するメリットがあることがわかった。</p> <p>他方、有識者会議では、PHRにおいても医療情報以外の情報を扱い、2次流通することが想定されているため、扱う情報の種類という観点からはPHRと情報銀行に大きな違いはないという意見や、医療情報を取り扱う上で、情報銀行事業者にはPHRガイドラインをクリアする必要があるという意見もあった。</p> <p>両者は必ずしも一体化しなければならないものではなく、あくまで個々の情報銀行・PHRのビジネスモデル次第と考えられる。</p>

議事 1

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	請負事業者からの回答
9	日諸構成員	P.19	身長、体重、血圧、血糖値などは、家庭用医療機器を使用して、本人及びその家族が取得できるレベル1の情報でもあり、レベル2の法定健診項目でもある。このような重複する情報については、情報の機密性のレベルで分類というよりは、情報の取得・管理者が誰かという視点で分類しているのか。	レベル1情報とレベル2情報は、個人情報保護法上の要配慮個人情報に該当するかどうかで分類している。 これに基づき、同じ身長体重という項目であったとしても、本人が自分で測定して取得・管理する情報はレベル1情報、医療機関で測定して取得・管理する情報はレベル2情報という区分けになっている。例えば、本人が測定して取得した情報であっても健診機関や医療機関等において管理される情報はレベル1情報には該当しないことから、情報の取得・管理という点からは、本人が測定し、情報の取得・管理者になる場合にはレベル1情報に該当する。
10	美馬構成員	P.19	レベル分けの考え方はいいが、レベル2とレベル3の区分けはどのようなロジックで行われるのか。	本事業では、本人に明示的に開示・説明されており、本人が十分に理解している医療情報をレベル2情報とした。レベル2情報の考え方については有識者会議でも整理されたが、明確な項目については、PHRの検討状況との整合をとる必要があるとされた。なお、レベル3はレベル2以外の情報となる。
11	高口構成員	P.17	「同意内容を全て表示し理解してもらうのは難しいため、同意の重要ポイントを強調するようなUI」という趣旨の対応策が示されているところ、これは「重要ポイント以外まで理解してもらうことは現実的ではない＝必ずしも理解してもらう必要はない」と捉えられるが、そのような理解でよいか。また、関連して、同意の在り方については、情報自己決定権とFiduciary dutyというそれぞれの考え方についての議論もあると認識しているところ、この点、前述の対応策を踏まえると、少なくとも今回の実証のようなサービスにおいては後者の考え方に基づいた対策が必要であるとの印象を受けるが、そういった理解でよいか。	個人が同意内容を全て理解するのは難しく、実証事業だけでなく既存のサービスや情報銀行においても大きな課題だととらえている。情報銀行事業者は、重要なポイントを個人に理解させつつ、個人の理解する範囲を広げる工夫をすべきことを前提に、個人が必ずしも理解・同意していない部分についても、個人の意思に沿うであろう形で適切な判断をしていく義務があると考えている。

議事 1

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	請負事業者からの回答
12	森下構成員	P.17	同意の撤回の指示を受けた後にデータを提供しないというだけで、消費者は受け入れていたのか。消費者から情報を削除してほしいなど、追加で要求されることはなかったのか。	調査報告書（概要版）では割愛されているが、調査報告書には「それ以降はデータを提供しない」以外にも、既に提供先に提供されたデータの利用が当該データ提供を受けた提供先で制限されるか否か、制限される場合にはどの範囲で制限されるかを、あらかじめ本人に明示すること」と記載をし、認定指針と同内容としている。また生活者へのインタビューにおいて同意撤回をした場合に、提供先で扱われないようにしてほしいというコメントがあった。
13	森下構成員	P.17	健康・医療データについて、個人が同意を撤回したとき、「それ以降はデータを提供しない」とされているが、データの性格を考えると、既に提供済みのデータの取扱いについて、一定の方針（破棄、利用不能にするための契約上あるいは技術的な措置等）を示す必要があるのではないか。	今回の実証事業では、同意撤回については認定指針V2.0と同等の対応としているが、健康・医療データを扱う情報銀行に求める要件では、情報銀行が保有するデータの提供停止・削除を行うとともに、提供先に連絡してデータの削除を求めることも必要ではないかと考えている。
14	古谷構成員	P.25	消費者のリスクの観点からの審査基準の作成や啓発、育成プログラムの策定は非常に良い取組ではあるが、審査基準の参照規格を確認すると、事業者側のリスクを重要視していて、消費者のリスクを尊重、担保するようなものが入っていない。消費者のリスクを重要視するのであれば、人権の観点から、例えば、国際基準で重要視されているビジネスと人権に関する指導原則なども入れることで、本当に消費者のリスクに沿った取組になると思う。	指摘いただいた原則についても盛り込むよう見直す。

議事 2

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	認定・運用WGからの回答
1	美馬構成員	P.8,9	<p>ポイントカード番号のような情報については、規則3号に該当する情報といえるが、広く普及し提供先で連結可能な符号であるものについては、同号あるいは規則5号に基づき加工が必要と考えられる。このように、規則3号に該当する情報として作成された情報につき加工が必要となる場合があるが、P.9の表は、規則3号に該当する情報は一切加工の対象とならないという印象を与えるため、ミスリードではないか。</p> <p>規則3号の情報も、提供先での連結可能性のために加工の対象となるものと理解しており、提供先での復元可能性を排除する観点からは、むしろ、規則3号の加工は原則として必要であり、情報銀行において連結のために必要な符号のみ例外的に残すとの記載が適切かと思う。</p>	<p>規則3号に該当する情報も加工の対象となり得るという意味で、ミスリードともいえるのはそのとおり。</p> <p>もっとも、規則3号の情報の例としては、個人情報を分散管理する際、分割した情報を個人情報と相互に連結するための符号として付されるID等が挙げられるところ、あくまで、同号は現に連結の目的で使用されている符号を対象としたものであり、それ以外の情報については、同号による削除の対象とされていない。</p> <p>ご指摘のポイントカード番号については、仮に広く普及し提供先で連結可能な符号である場合があっても、情報銀行においては「現に連結の目的で使用されている符号」としては加工する必要はないと整理している。したがって、規則3号の加工を行わないとの整理はそのままであるが、流通後の参照リスク等を考慮した加工は規則5号でなされることとなる。</p> <p>以上を踏まえ、規則3号情報の削除を原則とはせず、広く普及し提供先で連結可能な符号については、規則第19条第5号による加工が必要である旨、検討会とりまとめ資料P.9表の指針案の欄に注記したい。</p>

議事 2

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	認定・運用WGからの回答
2	伊藤構成員	P.11	<p>4ポチ目において、“情報銀行として得た情報と委託先として得た情報を混在しないよう措置”という点においてはそのとおりであるが、“情報銀行サービスとは別サービスとする”とした意図は何か。</p> <p>例えばP.13の図において、割引クーポンの配信を提供先の委託を受ける形で情報銀行が配信しているとみてとれるが、この配信しているサービスは情報銀行サービスとは別サービスということか。</p> <p>これまでIT団体連盟によって認定されている情報銀行の多くのサービス事業内容では、提供先からの依頼（委託）を受けて情報銀行がクーポン等の便益を個人に対して提供している。例えば中部電力の場合、クーポンの配信はマーケティング支援サービス部門が請け負っているので情報銀行サービスではない、といえるということか。</p> <p>https://www.tpdms.jp/certified/index.html</p> <p>そうであるならば、情報銀行サービスとは何かをわかりやすく定義しておく必要がある。とりまとめ資料の「1-② 情報銀行の提供するサービス例」で挙げている“基本的機能”が情報銀行サービスで、“付随的なサービス”は情報銀行サービスではない、ということであれば、それがわかりやすく周知する必要がある。一方で、“情報銀行事業については、基本的な機能を核としつつ、このように付随して様々なサービスが提供されることで、今後広がりを見せていくことが期待される。”としているため、合わせて情報銀行事業と情報銀行サービスの違いについても定義する必要がある。</p>	<p>まず、“情報銀行サービスとは別サービスとする”とは、情報銀行が委託先として行う業務はあくまで提供先第三者が主体となって提供するサービスであり、情報銀行が主体となって提供するサービスとは異なることを意味している。</p> <p>委託先として行う業務においては、各委託元との契約にてそれぞれの業務において得られた情報の利用目的が定まっており、情報銀行は、契約で定められた目的の範囲を超えて、ある委託元からの業務において得られた情報を、その他の情報銀行としての業務や、他の委託元との関係で用いることはできない。このことを情報銀行における業務の区分として明確にする意図で、“情報銀行サービスとは別サービスとする”という記載を行っている。</p> <p>P.13の図において、情報銀行が割引クーポンの配信をしているサービスは、提供先第三者からの委託を受けて行っているサービスであり、提供先第三者に代わって行う“別のサービス”である。</p> <p>また、情報銀行内で扱う部門が異なるために、“情報銀行サービス”と“別のサービス”が区別されるのではなく、あくまで業務の主体が異なることを示したものである。</p> <p>そのため、とりまとめ資料の「1-② 情報銀行の提供するサービス例」で挙げている“基本的機能”が情報銀行サービスで、“付随的なサービス”は情報銀行サービスではない、という区別ではない。</p> <p>このように、サービスの主体が異なることを示す意図で“情報銀行サービス”“別サービス”という用語を用いているにすぎないため、“情報銀行サービス”の定義までは行わないこととしたい。</p> <p>なお、情報銀行から提供されるサービスが、情報銀行と提供先第三者のいずれが主体となるサービスであるのかについては、利用者の誤解がないよう、必要に応じて表示等に工夫がなされる必要がある。</p>

議事 2

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	認定・運用WGからの回答
3	古谷構成員	P.14、別添P.13	<p>ガバナンス体制の要件として「情報銀行認定事業者としての社会的信頼を確保するために必要なコンプライアンスを損なわないための体制が整っており、それを維持していること」という要件を追加すること自体に異論はないが、抽象的であり、事業者にとっても具体的内容が明らかでないことは目的を達することが難しくなると思われる。たとえば、同じガバナンス体制のなかの「諮問体制」に記載程度の内容は必要であると思う。</p> <p>消費者として、社会的信頼ができるための体制として考え得る内容として、①消費者に影響を与える問題が発生したとき、あるいはその懸念があるとき、その問題を迅速に公表して説明責任を果たすこと、②消費者に影響を与えるリスクが顕在化した際には、消費者の被害回復を図ることや被害回復のための方法等の説明等、消費者の利益確保を図ることなどについて、方針・仕組みが整備されていることはどうか。</p>	<p>「社会的信頼維持のための体制」を指針に追記する目的としては、情報銀行事業や個人情報の取扱いとは関係のないところで社会的信頼を失墜した事業者に対して、場合によっては認定から外することができるというもの。そのため、事業者の具体的な措置については明記しないこととしたい。</p>
4	森構成員	P.17	<p>提供者（当初の情報銀行との契約者）のみがオプトアウトの意思表示をできるかのように読めるため、誤解のないように「また、情報銀行における利用の停止については、停止を求める世帯等構成員の世帯等構成員情報であることを確認できる限りにおいて、【世帯等構成員全員からの利用停止の求めを広く認め、情報銀行において対応すべき。】」としてはどうか。世帯構成員からの同意の撤回を認めることは、SARCの指針にも整合する。</p>	<p>当該記載については、WGにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世帯等構成員全員からの利用停止の求めを広く認めるべき」の「認めるべき」の相手を明らかにすべき ・情報銀行と契約がない者からの利用停止の求めは技術的に難しいとの指摘があったことから、提供者のみを窓口として情報銀行への利用停止の意思表示をさせることを考えたもの。 <p>世帯等構成員は特定困難な場合があるため、意思表示の主体を提供者に限ることには一定の合理性があるが、SARCの指針との整合性や、世帯等構成員による撤回の権利行使への配慮も重要である。情報銀行における対応の困難性は、情報銀行が「停止を求める世帯等構成員の世帯等構成員情報であることを確認できる限りにおいて」対応すれば足りるのであればある程度緩和されるため、この点を明らかにし、世帯等構成員から情報銀行への撤回の意思表示を認める方向で修正したい。</p>

議事 3

番号	質問者	該当ページ番号	質問・意見	IT連からの回答
1	石原構成員	P.5	<p>中部電力様の「マインリー」の同意取得の工夫について、「概要をイラストを交えて説明」「よくわからない」と答えると詳細を説明とあるが、</p> <p>①「理解できた」を選択すると規約の本文には飛ばずに規約に同意したという整理をしているのか</p> <p>②「なんとなく理解できた」を選択した場合は「よくわからない」と回答したことに含まれるのか</p> <p>③実際の概要、イラスト、詳細説明の具体的内容を共有していただくことは可能か</p> <p>④実際に各ユーザーから選択された選択肢の比率と、途中で離脱してしまったユーザーの数（比率）を教えてください</p>	<p>①「理解できた」を選択すると、情報銀行についての説明に「理解できた」ということになるものの、サービス利用規約の本文は表示し、それについての同意確認を実施している。</p> <p>②「なんとなく理解できた」または「よくわからない」と回答された方へは、詳細な説明資料を参照いただけるように案内している。 [理解できた以外を選択した際の説明資料（アプリ内リンク）]</p> <p>1.利用規約の詳細説明 https://minly.chuden.co.jp/pdf/riyoukiyakusetsumei.pdf</p> <p>2.PD預託&第三者提供の詳細説明 https://minly.chuden.co.jp/pdf/yotakuteikyouseitsumei.pdf</p> <p>③詳細資料を質問者に共有。</p> <p>④MINLY運営上の秘密に当たるため、提供は難しい。</p>